

## 共同研究室

昭和五十年年度第五回研究会（九月十九日）

▼テーマ 「社会資本」についての一試論

報告者 島津秀典氏

### 報告要旨

資料Ⅰ、資料Ⅱを参考資料として説明ののち、資料Ⅳを紹介、検討しながら資料Ⅲにもとづいて報告。

資料Ⅰ 「社会資本」論にかんする主要文献」

宮本憲一

「社会資本論批判(1)」〔金沢大学経済論集〕第一号)

「社会資本論批判(2)」〔金沢大学法文学部論集・法経篇〕第一

〇号)

『社会資本論』（有斐閣一九六七年、改訂版一九七六年）

「社会資本論補修覚書」〔経営研究〕一一六、一二七、一二八

号)

「社会資本とはなにか」〔経済セミナー〕No.二四四号)

「独占資本段階の社会資本」〔経済セミナー〕No.二四五号)

池上 淳

共同研究室

「社会的労働手段と公共投資」「社会資本と資本蓄積」「社会的間接資本の財政論」（いずれも、『現代資本主義財政論』

〔有斐閣一九七四年〕に所収）

「社会資本と労働力流動化財政」〔経済論叢〕第一〇六卷第四

号)

山田喜志夫

「国富概念と国富統計」〔再生産と国民所得の理論〕〔評論社

一九六八年〕に「国富とその構成要素」として所収)

「社会資本」にかんする理論的諸問題」〔国学院経済学〕第

二三卷第三・四号)

齋藤 博

「いわゆる社会資本と『社会的労働手段』に関する覚書」

〔国学院大学「政経論叢」第一三卷第四号)

加藤一郎

「社会的生産の共同社会的・一般的諸条件」について」

〔経済〕No.二二九号)

「社会資本研究の一視角」〔経済論叢〕第一二一卷第四号)

北沢啓明、仲田朋道

「社会資本」概念の基礎的検討」〔経済〕No.一一五号)

一三九（六二七）

『社会資本』研究の発展方向（上）（中）（三）『経済』No. 一三六、一三七、一四三号）

経済審議会社会資本研究委員会

『これからの社会資本』（大蔵省印刷局一九七〇年）

玉井竜象

『経済発展と『インフラストラクチュア』（都留重人監修

『新しい政治経済学を求めて』第三集（勁草書房一九七〇年）所収）

飯田経夫、山田浩之編

『社会資本の経済学』（有斐閣一九七六年）

資料Ⅱ（経済審議会社会資本研究委員会『これからの社会資本』（大蔵省印刷局、一九七〇年）より）

一、社会資本の範囲と分類

### 1 問題の背景

「社会資本」といわれるものの定義あるいは概念については、これまでいろいろな説があった。しかし、これらのどれをもってしても、具体的に、社会資本の明確な範囲を決定することはできない。多種多様の施設のいわば集合の総称ともいうべき社会資本について、一言で適確に表現し得るような定義をすることは、もとより非常に困難なことであり、

ここでのわれわれの目的でもない。

われわれが、社会資本の範囲を検討課題とした理由は、まず、「社会資本」という言葉が一般に曖昧に用いられているため、これについて何らかの統一的概念を把握する必要があることである。つぎに、従来「社会資本」という概念がともすると、事業主体に着目して考えられ、公的主体によって整備されるものを中心に狭く認識されており、この認識が社会資本をいたずらに硬直的に考えさせる傾向にあったが、これからの社会資本を論ずるにあたっては、より広くかつ弾力的に概念をとらえる必要を感じたことである。社会資本の範囲を検討しようと考えた第三の理由は、社会資本の多様性にもかかわらず、これらを一括して議論するか、さもなくば、反対に各施設をばらばらにして殆んど無関係にそれぞれを議論するかの極端の場合が多かったが、これからの社会資本を論ずる場合には、何を論ずるかにより、これをいくつかに分類して、それぞれのグループの特性を把握しながら検討を進めていく必要を感じたことにある。

### 2 社会資本の定義

以上の観点から、われわれは、まず「社会資本」をつぎの

ように広くとらえる。すなわち「私的な動機（利潤の追求または私生活の向上）による投資のみに委ねているときには、国民経済社会の必要性からみて、その存在量が不足するか、あるいは著しく不均衡になる等の望ましくない状態におかれるであろうと考えられる資本」と定義する。なお、この場合、機能的にはほぼ同一の施設であるが、整備主体もしくは管理主体または資金源泉において相違があるものをあえてこれらの理由で区別しないこととする。たとえば、鉄道を国鉄・私鉄等に、住宅を公営・公庫、公団、民間自力等に、学校を国立、公立、私立等に区分し、そのうちのいずれかを社会資本と考え、いずれかを除外するという区別は行なわない。

しかしながら、社会資本を以上のように定義しても、なお具体的な適用となると必ずしもその範囲を明確にすることはできない。したがって、統計的あるいは計量的扱いを必要とする場合には、このような一応の概念に基づいて、ある程度割り切って具体的決定を行なわざるを得ない。

### 3 社会資本の具体的範囲（主なものの例示）

社会資本を上のように考える場合の具体的範囲はおおむねつぎのようになる。

道路、鉄道、港湾、空港、自動車ターミナル、複合ターミナル、電気通信施設、工業用水道、工業用地造成、電力施設、ガス施設、農業基盤整備、林道、漁港……………①  
 住宅、宅地造成、上水道、下水道、都市公園、駐車場、学校、保健所、社会福祉施設、病院、清掃施設、官公庁施設……………②

治山施設、治水施設、海岸施設……………③  
 4 社会資本の分類

社会資本が多種多様の施設の集まりの総称であることから、社会資本に関する様々な施策を検討しようとする場合、あるいはその整備計画をシステマチックに立案しようとする場合においては、これらが必要に応じていくつかのグループに区分することが重要である。社会資本の分類の方法は、どのような観点から、この集合体をみるかにより、各種なされるかが、社会資本に関し、何を問題にするかによって目的的に分類を行なうことが効果的であろう。

(ア) 機能的分類 社会資本の相互に斉合性のある整備水準あるいは必要投資規模を、ある程度マクロ的に考察する場合等の分類としては、機能面に着目した分類が望ましい。非常

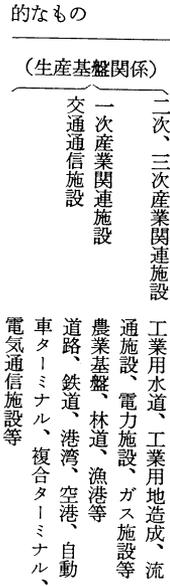
に大胆な分類としては、産業基盤関係と生活基盤関係とに大別する方法が考えられる。この分類をややすすめたものとして、国土保全施設を独立させる方法がある。

上記範囲の①、②および③がほぼこの分類である。しかし、やや正確には①③を通じ、できるものはさらに細分類(たとえば、道路を街路とその他の道路に、下水道を一般の下水道と特別都市下水路に)したうえで、それぞれへの所属割合(たとえば、電気通信施設は何割が産業基盤というかたちで)を求めることも考えられる。

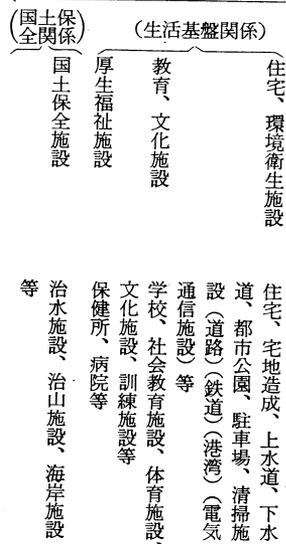
機能的分類を一段とすすめたものとして、つぎのような分類が考えられる。

なお、これらの分類が非常に大胆かつ不完全なものであり、さらに研究が必要なことはいうまでもないが、考え方の上では、区別が重要であることを強調したい。

〔社会資本の範囲と内容〕



ナショナル・ミニマム



(1) 主体による分類 社会資本の整備における政府の責任の態様(自ら施行管理するか、どのような関与を行なうか等)を検討する場合には、この分類が必要となる。大きくは、広義の政府と民間とに区別され、広義の政府については、中央、地方、中央政府関係機関(一定の特殊法人を含む)、地方政府関係機関等に区分される。現行の制度慣行を前提として、この方法による分類を行なうことは簡単であるが、現行の制度が必ずしも望ましい姿であるとはいえない。意味のあることは、むしろ望ましい主体の決定である。主体を広義の政府と民間とに区分し、前者の行なう社会資本の形成を公共投資と称するならば、望ましい公共投資の範囲を決めることが必要である。これは、経済社会の進展に応じて変化する。すなわち、

①社会資本のなかで、より高度のサービスを提供する施設の比重が大きくなる傾向にあること、②技術革新、社会資本整備の方法の変化等が社会資本の収益性を高める働きをするこ  
と、③新しい投資分野を求めて産業の社会資本への進出意欲が強まることなどは、社会資本投資のうちにしめる民間主体のシニアを増大させるであろう。つぎに、広義の政府内部における分担関係、すなわち中央政府、中央政府関係機関、公団、事業団等の特殊法人、地方政府、その他についてそれぞれが社会資本整備のどの分野を担当すべきかを決定することが必要である。この分担領域の決定は、主として、その施設または施設網の提供するサービスの地域的範囲、収益性および公共性などをもとに適正になされるべきである。

なお、このような主体による分類は、あまり固定的に考えるはならない。今後新たな社会建設のための戦略投資を中心に次第に民間事業主体の活動分野が広がるであろうということとは前述したが、事業形態も、総合プロジェクト主義へ移行するにつれ、基本計画段階、計画段階、建設段階、管理運営段階等に区分して考えることが必要になるからである。たとえば、基本計画段階までは政府、それ以外は民間主体とい

うような場合が考えられる。

(例)

① 政府と民間

当面すべて政府が自ら行なうもの	一部において民間主体の参加が期待しうるもの
下水道、上水道、都市公園、清掃施設、街路(ただし、住宅団地の場合を除く)、保健所	道路、鉄道、港湾、電気通信施設、農林漁業施設、工業用地造成、工業用水道、流通施設、住宅、宅地造成、公園(大規模レクリエーション緑地)
治山、治水、海岸	学校、病院
② 中央政府と地方政府 国または国の関係機関が整備することが望ましいもの	地方公共団体およびその関係機関が整備することが望ましいもの
高速道路網、高速鉄道網、国際港湾、国際空港、電気通信幹線、その他全国的規模の施設および広域的施設のうち特に国民経済的に重要なもの	その他

(ウ) その他の分類 地域開発、民間事業主体の活動分野、受益者負担、その他の問題をくわしく検討する場合には、上記とは多少別の観点から、たとえば、地域経済に及ぼす効果を基準とした社会資本投資の類型、新しい時代に対応した新しい社会資本と従来の社会資本との区分、受益の態様による区分等がなされる必要がある。

5 まとめ

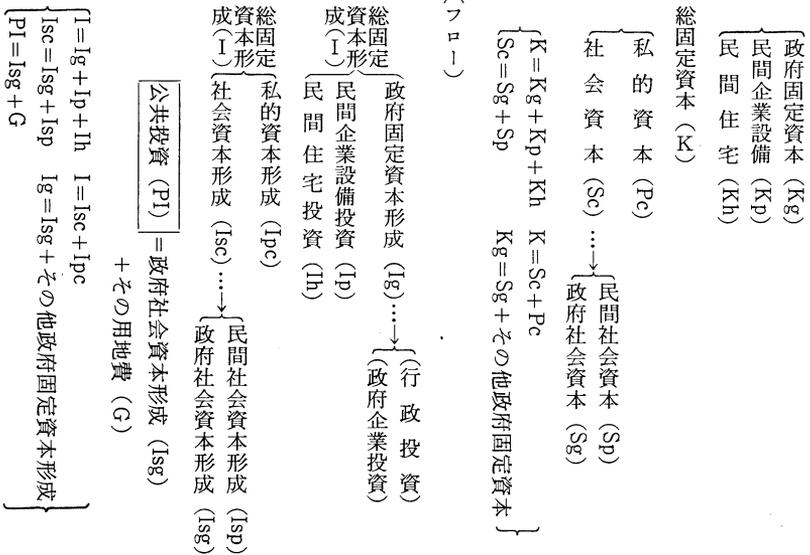
われわれは、社会資本について、これからの整備のあり方を想定した上で、これを広く定義し、一応の概念を明らかにした。

つぎに、社会資本は、多種多様なものの集合であることから、その分類の重要性を指摘し、若干の分類を試みた。これらの検討は、もちろん充分なものではないが、従来の社会資本整備が公共投資のみを重視し、縦割りの考え方によってなされていたことに対する反省と検討のための準備をここににおいて行なったのである。

二、社会資本の概念の位置づけ

(ストック)

総固定資本 (K)



(便宜上)

$$Kg \neq Sg \quad Ig \neq Isg \quad P1 \neq Ig + G'$$

三、社会資本の定義等

大来佐武郎

「生産されるサービスが、その不可分性、地域独占性、外部経済の創出、その他の公共性のために、市場経済原則に委ねることが不可能または不適当であるもの」

A. O. Hirschmann

Social Overhead Capital (SOC 社会的間接資本) Directly Productive Activities (DPA)

とを区別し、この両者間に厳密な境界線を引くことはできず、したがって SOC には広義、狭義の解釈が可能であるとしているが、社会資本の範疇にはいる条件は少なくとも下記の三つであり、第四の条件を加えるか否かで社会資本の概念の広義、狭義の相違が生じるとしている。

- (1) その提供する用役が、多岐多様にわたる多くの経済活動(第一、二、三次産業の生産活動)の実行を促進するものであること、もしくは、何らかの意味において後者にとって不可欠のものであること。
- (2) その用役が、事実上すべての国において、公的機関ないしは何らかの国家規制を受ける私的機関によって提供され、無料で提供されるか、公的機関の定める料率で提供されること。
- (3) その用役が輸入できないこと。

前田 清

H. Singer

(4) その用役を提供するためになされる投資は、すべての産出量が測定可能であるとして資本、産出量比率が高い(資本係数が高い)ばかりでなく、技術的不可分性のために集中投資を必要とすること。  
「生産資本が労働、資源との結合により直接的に産出物を生産するのに対して、社会資本は生産資本と結びついて、(1)資本の生産性を向上し、(2)労働の生産性を向上し、または(3)資源の生産性を向上することにより、産出物の生産を増大するところのいわば「間接的」資本である。」

R. Nurkse

「社会間接資本は、直接的な生産力をもつものではなく、生産を可能にするが、使用力をもつ財(Usable Goods)の生産には直接的な効果をもたらさないもの」  
ex. 教育、健康衛生、住宅、交通、かんがい等。

A. J. Youngson

「間接資本は、民間企業、あるいは政府のいずれかによって供給されるであろう。もし、そ

それが前者の場合は、政府はそれに対して援助を行なう。事実上間接資本は諸項目のための集合的な名称になるであろう。」

四、経済社会発展計画における公共投資

道路

道路、街路、特失、災害関連、離島、雪害の公共事業、道路公園、首都高速、阪神高速および地方単独（区画整理の一般財源分、奄美および補助率差額を除く。）

港湾

公共事業、奄美、地方単独および港湾機能施設  
住宅公園賃貸および公営住宅（地方単独によるものおよび改良住宅を含む。）

環境衛生

下水道管きよ（都市下水道を含む）、終末処理施設、簡易水道、清掃施設、都市公園および地方単独

厚生福祉

病院、保健衛生（清掃施設、終末処理施設、簡易水道を除く）、国立公園、社会福祉、児童母子福祉、非企業特別会計福祉施設（病院を除く。）および地方単独学校施設および土地

文教

河川、ダム、砂防、機械、水資源公団（治水分）、海岸、民有林治山および地方単独

農林漁業

農業基盤、奄美、災害関連、水資源公団（農業用水分）、愛知用水公団、機械公団、草地改良、林道、造林、森林開発公団、漁港および漁港地方単独、機械および生産共同施設

国鉄等

国鉄、鉄道建設公団、帝都高速度交通営団および公

電々

営地下鉄  
電々公社

調整費  
その他

新市街地の開発等今後計画の具体化が予想される大規模な整備事業等にあてるための調整資金

災害復旧、官庁営繕、空港、職業訓練、労働福祉施設、文教（学校施設、社会教育施設、文化体育施設）、工業用地造成、上水道、工業用水道、水資源公団（上水道分および工業用水道分）、公営電気、公営ガス、公営交通事業（地下鉄を除く）、原子燃料公社、電発、政府関係機関（国鉄、電々を除く。）の施設、国有林野事業（国有林治山を含む）、その他

五、国民所得勘定の政府固定資本形成の範囲

1. 下記のものから直接投資されるもので民間に売却されるものは含まない。
2. 用地費は含まない。
3. (1) c (b) 政府関係機関の公庫等の融資分は含まない。したがって、事実上これらのものの所有する建物等への投資だけということになる。
4. 当然のことながら、(1)と(2)との重複（公共事業の補助金など）はない。
5. (2)の単独事業分は、一部分しか把握されていない。
6. 公共事業の調査費、計画費は、着工決定後その工事の施工に不可欠なものだけをとる。また、工事事務費は、現場事業所分だけをとる。
7. 防衛関係費は、すべて除外する。

記

(1) 中央財政

a 一般会計

b 非企業会計、特別会計のうちcの(a)に分類される以外のもの

c 企業会計

(a) 特別会計

①造幣局特別会計、②印刷局特別会計、③資金運用部特別会計、④貴金屬特別会計、⑤食糧管理特別会計、⑥森林保険特別会計、⑦国有林野事業特別会計中の国有林野事業勘定、⑧糸価安定特別会計、⑨中小漁業融資保証保険特別会計、⑩アルコール専売事業特別会計、⑪輸出保険特別会計、⑫郵政事業特別会計、⑬郵便貯金特別会計、⑭簡易生命保険および郵便年金特別会計

(b) 政府関係機関

①日本専売公社、②日本国有鉄道、③日本電信電話公社、④国民金融公庫、⑤住宅金融公庫、⑥農林漁業金融公庫、⑦中小企業金融公庫、⑧北海道東北開発公庫、⑨公営企業金融公庫、⑩中小企業信用保険公庫、⑪医療金融公庫、⑫日本開発銀行、⑬日本輸出入銀行

(c) その他政府企業

①日本住宅公団、②日本道路公団、③愛知用水公団、④農地開発機械公団、⑤森林開発公団、⑥船舶整備公団、⑦首都高速道路公団、⑧水資源開発公団、⑨

共同研究室

(2) 地方財政

a 普通会計

b 非企業会計、病院事業、公共下水道事業、国民健康保険事業、公益質屋事業、農業共済事業

c 企業会計

(a) 公営企業会計  
水道、工業用水道、交通、電気、ガスの各公営企業、公営企業法適用・不適用の双方を含む。

(b) 準公営企業会計

簡易水道、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、その他の公営企業。ただし、病院事業、公共下水道事業を除く。公営企業法適用・不適用の双方を含む。

(c) 収益事業会計

六、地域部会で用いた社会資本の範囲

施設	社会資本	
	政府資本	民間資本
1.交通・通信施設	道路（建設省所管）、港湾、空港、鉄道（国鉄等）、電信電話、郵便	私鉄、港湾、一般自動車道（運輸省所管）、有線放送施設

2. 住宅、生活環境施設	公営住宅、公務員住宅、住宅公園 賃貸住宅、上水道、簡易水道、下水道、終末処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設、都市公園	民間住宅
3. 厚生福祉施設	国立病院、国立診療所、保健衛生施設（保健所等）、社会福祉施設、労働福祉施設（働く婦人の家、港湾労働者宿舎等）、国立公園	私立病院、私立診療所、私立歯科診療所、私立社会福祉施設
4. 教育訓練施設	国立立学校施設（幼稚園）大学、各種学校、社会教育施設、社会体育施設、職業訓練施設	私立学校施設、私立教育施設
5. 国土保全施設	治山、治水、海岸の各施設	
6. 農林漁業施設	農業（基幹かんがい排水、圃場整備、開干拓、防災、構造改善基盤整備事業）、林業（林道、造林、国有林機械）、漁業（漁港、漁場造成）の各施設（おおむね農民負担金等の受益者負担分は社会資本としていない。）	
7. その他	公共工業用水道、その他中央政府社会資本（主に広義の官庁営繕で建物、工作物、船舶であり、防衛関係は含まない）、その他地方政	
	府社会資本（庁舎等）、専売公社	

資料Ⅲ 「小谷義次編著『国家資本の理論』（大月書店、一九七四年）第一章「国家資本といわゆる社会資本」より」

「社会資本」の概念規定

——公的資本ならびに国家資本の概念規定と関連して——

「社会資本」はどのように規定すればよいであろうか。われわれの最初の課題は、「社会資本」規定なのであるが、私的資本ならびに国家資本との差異に焦点をしばらくながらわれわれの見解を述べることにしよう。

われわれは、「社会資本」ならびに国家資本を生産手段にたいする所有形態と生産手段を賃労働者と合体させる機能形態とを統一的に理解する観点から規定する。

われわれは、「社会資本」ならびに国家資本に転化しうる対象は、「生産の筋骨体系と名づける機械的労働手段」、「生産の脈管体系と呼ばれうるような労働手段」をふくめた「広い意味での労働手段」ならびに労働対象からなる生産手段であると考える。

「社会資本」ならびに国家資本に転化しうる対象をこのように規定したうえで、つぎに「社会資本」ならびに国家資本の規定そのものに移ろう。

われわれは、「社会資本」ならびに国家資本範疇をつぎのように規定する。

生産手段のすべて、あるいはその主要部分を国家（あるいは地方自治体、以下おなじ）が所有し、かつこれを国家と雇用関係をむすんだ生産的賃労働者と合体させて機能させるばあい、生産手段と労働力は国家資本に転化し、生産手段のすべて、あるいはその主要部分を国家が所有するが、これを生産的賃労働者と合体させ資本として機能させる主体が私的資本であるばあい、国家所有の生産手段は「社会資本」に転化する。

前者では、生産手段を国家が所有し、かつ国家に属する生産的賃労働者が生産物に生産手段の価値を移転したうえに、価値を付加して剰余価値を生産する。すなわち、労働者が国家と直接生産関係をとりむすぶことによって剰余価値をつくりだすわけである。

これに反して後者では、国家が生産手段を所有しているのであるが、労働者と生産関係をむすんで自己の商品に生産手段の価値を移転させ、かつ価値を付加させる主体は私的資本である。こうして、私的資本と雇用関係をとりむすんだ労働者が生産的労働をおこなうことにより剰余価値を生みだすのである。

## 共同研究室

— あらためていうまでもなく、生産手段のすべて、あるいはその主要部分が私的に所有され、かつこれが私的な雇用関係をむすんだ賃労働者と合体させられて、剰余価値がつくりだされるばあいには、この生産手段と労働力は私的資本に転化する。

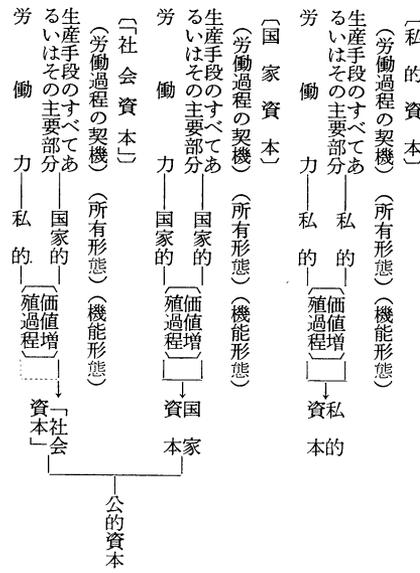
かくして、「社会資本」と国家資本とを分かつ指標は、生産過程において価値および剰余価値をつくりだす労働者が生産手段と生産関係をとりむすんでそれを機能させる主体がなにかであるか、ということに求められる。

ただ、「社会資本」と国家資本とは生産手段の国家所有という点では同一であるから、この両者を私的資本にたいして公的資本と呼ぶことにする。

これらの資本形態を図式化すれば図1のようになる。

われわれの研究対象である「社会資本」や国家資本は、「人間の自然とのあいだの質料変換の一般的な条件であり、人間生活の永遠的な自然条件」である労働過程そのものではなく、その価値増殖過程との統一である、資本制的生産過程の重要な一環なのである。労働過程の諸契機である労働そのもの、労働対象、労働手段それ自体が問題になるのではな

図 1



く、一定の所有関係のもとで機能することにより、剰余価値が生み出されるにいたって、この生産手段や労働力が資本に転化するという関係が問題なのである。

「社会資本」と資本蓄積

——「社会資本」における価値移転と価値実現——

われわれはつきに、「社会資本」がもし資本であるとするならばどのような資本であるのか、を私的資本の蓄積との関係において考察するという課題にうつることにしよう。

固有の生産手段を私的資本が生産過程において利用するばあい、この生産手段の価値は私的資本に雇用された賃労働者による生産的消費におうじてあらたにつくり出された生産物に移転される。この賃労働者は生産物に生産手段の価値を移転するとともに、またそのことによって私的資本のために剰余価値ないし利潤をつくり出す。かくして、固有の生産手段は不変資本として機能するかぎりにおいて「社会資本」に転化する。

私的資本が固有の生産手段を利用し、それにはたいする等価を支払ったばあいには、私的資本にはなにもも帰属しない。しかし、多くのばあい、「社会資本」は無料ないしきわめて低廉な価格で私的資本によって生産的に利用されている。こうした事態は、「ブルジョア階級の共同事務を管理する委員会」であるとともに、少数の大資本の利害を代表している資本主義国家の本質そのものによってもたらされる必然的帰結である。

この実際の事態に即して、私的資本が国家の提供する商品や、それにはたいする等価をまったく支払わずに利用したばあいをきわめて抽象的な論理段階での実例によって考えてみよう。

う。

社会的な生産価格がいま、 $70C + 30V + 30P \equiv 130$ で、このうちの  $70C$  すべてが「社会資本」として機能し、かつ私的資本がこれを無料で利用したと想定すると、この「社会資本」を利用することのできた私的資本の個別生産価格は  $30V + 30P \equiv 60$  ないしそれ以下となる。この商品は当然、社会的な生産価格で販売されるから、この私的資本は「社会資本」を利用して費用価格を低減させることにより、個別生産価格と社会的生産価格の差額、すなわち  $70$  を超過利潤としてかくとくとすると同時に「社会資本」の優先的利用によりわがものとされた優位な生産諸条件をつうじて剰余価値の再分配過程から一定の超過利潤をもあわせかくとくする。このようにして私的資本の指揮下にある賃労働者によって生産物に移転された生産手段の価値は国家によって直接的に価値補填されることなく、その実現の過程をつうじて私的資本の超過利潤に転化する。その価値は国民から徴収された租税によって補填されなければならない。つまり、徴収された租税が不変資本に転化する生産手段の生産のために前貸される。この不変資本としての「社会資本」が私的資本の生産過程で利

用されることによつてさきとおなじ過程がくりかえされる。不変資本の再生産は国家財政を媒介として保障されることになる。

かくして国家の提供する商品価格の程度におうじて超過利潤が私的資本に帰属するとしても、私的諸資本に帰属する超過利潤の量は、「社会資本」の利用をめぐる価値の実現過程におけるこれら諸資本の競争の程度いかんによつて規定される。「社会資本」を他の諸資本より優先的に利用できた資本は超過利潤として賃労働者の具体的労働にもとづいて移転された生産手段の価値および再分配される剰余価値をより多く実現することができるが、それにおくれをとつた資本は超過利潤はもちろんのこと、平均利潤さえも実現できなくなる。国家と少数の私的大資本との癒着による超過利潤の私的大資本への帰属がこのようにして必然化される。

国有の生産手段の生産的利用をつうじて、私的資本に超過利潤が保障されるという点においては、公的資本としての「社会資本」の資本蓄積にたいする関係は、おなじ公的資本としての国家資本の資本蓄積にたいする関係にもそのまま

当する。

この公的資本としての「社会資本」ならびに国家資本が私的資本にたいしても特殊性は、国有生産手段の価値の移転様式そのものではなく、私的資本の監督下にある賃労働者によるこの生産手段の生産的消費におうじて移転された価値部分が、その実現過程をつうじて一方的に私的資本に移譲されることにある。しかも、この超過利潤に転化される価値部分の源泉が労働者階級をはじめとする勤労者がその大部分を支払うところの租税であるとすれば、「それは私的資本にどのような利益を与えるものか」はおのずからあきらかである。

「社会資本」は、したがって、生産的賃労働者によって生産物に移転された国有の生産手段価値が超過利潤として実現されることにより私的資本の直接取得するところとなるといふ点で、国家資本とその性格をともしにする。

それでは、「社会資本」はいかなる点で国家資本と異なるのか。

すでに述べたように、国家資本のばあいには、国家の所有する生産手段と国家の支配のもとにある労働力とが合体・機能することによって剰余価値がつくり出される。私的資本は、

国家所有の生産手段を無料ないしそれに近似した価値で利用することによって国家に属する賃労働者のつくり出した剰余価値の一定部分をその実現過程を経て超過利潤としてわがものとし、かくして剰余価値が再分配されるのである。

ところが、「社会資本」では趣が異なる。というのは、「社会資本」のばあいには、私的資本と雇用関係をむすんだ賃労働者が国家の所有する生産手段を生産的に消費することによってつくり出された剰余価値は再分配される剰余価値が付加されて超過利潤として私的資本に帰属してしまふからである。

国家資本のばあいには、国家に属する賃労働者がつくり出した剰余価値は、いったん国家が取得し、その再分配過程をつうずることによって私的資本に超過利潤というかたちで実現される。これにたいして「社会資本」のばあいには、私的資本に属する賃労働者のつくり出した剰余価値の一定部分が実現過程をとおしてそのまま私的資本に帰属する。このように、「社会資本」において剰余価値の生産とその実現の担手がいずれも私的資本であるということは、剰余価値の再分配が国家資本におけるよりもきわめて直接的であることをよくしめしている。

## 「社会資本」発生の可能性と条件

われわれはかくして、「社会資本」ならびに国家資本規定についての試論的見解を述べたので、つぎに、これら公的資本の発生の可能性について検討することにしよう。

私的資本の所有する生産手段のうち、どのような生産手段が国家所有に移されて、「社会資本」や国家資本の投資対象となるかについては、いちおう、つぎの二つが考えられる。

第一、当該期間の一般的利潤率を下回る低利潤率がかんりの長期間にわたって支配的であるような私的資本部門の生産手段がその対象とならうであろう。

資本の流通Ⅱ実現過程では、その生産過程で生産された商品の価値どおりに実現されるとすれば、この支配的低利潤率は、通常、固定資本の流通Ⅱならびに回転様式の独自性により規定される。

利潤率は、当該生産部門での投下総資本にたいする剰余価値の比率によってあたえられるから資本の有機構成が高く、不変資本とくに固定資本を大量にかかえている私的資本では、固定資本の回転の独自性から生ずる回転期間の長期性のため、利潤率は一般的利潤率よりかなり低くなる。このような生産

手段は、私的資本が利潤源泉として投資対象にできないため、国家がその所有、建設、維持管理を私的資本に肩代りして引受けることになる。

第二、私的資本の手には負えないけれども、それを欠いては資本制的生産Ⅱならびに再生産過程がまったくおこなわれないか、不完全にしかおこなわれないような生産手段が私的所有から国家所有に転化する。こうした生産手段は、「個別資本」とその個別的な生産過程との諸条件にたいするものとは区別された、社会的生産の共同社会的・一般的諸条件」(マルクス)といえるであろう。

「社会資本」ならびに国家資本に転化されるべき生産手段は、私的資本が引受ければ、普通、投下総資本中に占める固定資本の比重が圧倒的に大きいため、かなり長期間にわたって一般的利潤率を下回る利潤しか生みださないが、それなしには社会的総資本の生産Ⅱならびに再生産が円滑に、支障なく遂行されえないような生産手段であるといえよう。

「ある国、たとえば合衆国は、生産上の関連から鉄道の必要性を感ずることはありうる。しかし鉄道から生ずる生産にとつての直接的利益があまりにも少ないので、出費は

返つて、こゝない資金としてしかあらわれないだろう。そのばあい資本はそれを国家の肩に転化する。あるいはまた、国家が資本にたいして伝統的に優越した地位を占めているところでは、国家はなお全体の社会にたいしてからの資本ではなく、かれらの所得の一部を、そのような一般に有用な事業に〔投資するように〕強制する特権と命令権とをもっている。こうした事業は、同時に生産の、一般的な諸条件としてあらわれ、したがってだれかある資本家にとつての、個別的な条件としてはあらわれない。——そして……資本はいつも自己の価値増殖の個別的な諸条件だけを求め、共同的な諸条件はこれを国家的に必要なものとして全体の国に押しやる。資本は有利な、資本の意味で有利な企業だけをいとなむ。〕(マルクス)

公的資本の発生には、さらに、資本蓄積の一定の段階、資本とくに固定資本と労働の相対的過剰が不可欠の条件となる。資本制社会では、できるかぎり大きな利潤を追求することがその規定的目的であるから、資本は平均利潤をこえる超過利潤をかくとくすべくたがいに競争する。生産の拡大は資本の有機的構成をますます高め、不変資本部分を可変資本部分

より、固定資本部分を流動資本部分よりも急速に増大させる。ところが、固定資本の巨大な膨張は、利潤率均等化のための資本移動を困難ならしめる。投下総資本中の固定資本の比率が大きくなればなるほど、生産過程に固定されている資本価値を大きな損失なしに実現し、その資本をより有利な部門へ移転させることは容易でなくなる。この作用をもっとも強くこうむるのは、固定資本が最大の役割を演ずる産業部門である。こうして資本蓄積の進行にともなつて利潤率均等化をさまたげるような生産部門では、競争によってすでに小資本は急速に淘汰されてしまつているので、弱者にその負担転嫁をするのがほとんど不可能となつていゝる。資本破壊が困難にされる結果、固定資本の過剰とそれにとまらう比較的長期にわたる低利潤率がこの部門では支配的となる。

「固定資本の生産にもちいられる労働時間の大きさ、生産物の直接的生産に予定された労働時間の生産性に依存する(この立場からの)剰余人口と剰余生産とはこのための条件である。いゝかえるならば、直接的生産にもちいられる時間の成果が相対的にきわめて大きくて、これらの産業部門でもちいられる資本の再生産に直接には必要とならないほどになつ

ていなければならぬということである。固定資本が直接に実をむすぶまでにいたらず、直接の生産過程に関与することが少なれば少ないほど、この相対的な剰余人口と剰余生産とはますます大でなければならぬ。したがって鉄道、運河、水道、電信等を建造するためには、直接的生産過程で直接に活動する機械装置をつくるよりも多くの相対的な剰余人口と剰余生産がなければならぬ。(マルクス)

ここでとくに固定資本の過剰が強調されなければならないのは、第一に、国有の生産手段を利用した生産過程で賃労働者によって移転された固定資本の価値部分が実現過程において私的資本に取得されて超過利潤の源泉となるからであり、第二に、この価値部分は、租税を財源として過剰な固定資本が国家によって購買され、「社会資本」価値の私的資本への無償提供の程度において、そのままでは補填されなかった価値を充当し、そのことがまた私的資本の利潤源泉となるからである。

かくして「社会資本」ならびに国家資本の発生の可能性とそれの不可欠の条件とについて、さしあたりわれわれなりの結論をえることができたのであるが、この可能性が現実性に

転化するかどうかは、資本制社会の歴史的、具体的な諸要因ととりわけ資本と労働との力関係、資本蓄積をめぐる国家と私的資本との相互などに依存していることはいうまでもない。

#### 資料Ⅳ〔資料Ⅲ論文にたいする批判的見解の論拠〕

① 「……生産過程に直接機械装置としてはいる固定資本形態ではなく、鉄道、建物、農業改良、排水施設などの固定資本形態……このばあいにはそれにふくまれた価値と剰余価値の実現は、一種の年金という形態であられるのであって、利子はこのばあいの剰余価値をあらわし、また年金は前貸された価値の継起的還流をあらわすのである。したがって事実上ここで問題となっているのは、固定資本の一部をなすことにより、固定資本が価値として流通にはいりこむことではなくて、固定資本がその使用価値形態で売られるということである。固定資本はここでは一挙に売られないで年金として売られるのである。……」(Gr. S. III, 邦訳Ⅲ, 六七三―四頁) Ⅱ

「固定資本の第二形態」(北沢・仲田)

② 「……購買者は固定資本の消費と使用とを、あらゆる商品で順次に一部分ずつ——ただし固定資本は使用価値としては流通にはいらないが——間接に支払うのである。しかし

ながら交通手段、運輸手段などのばあいのように購買者が直接その使用価値にたいして支払うような、固定資本の諸形態が存在する。これらのばあいにはすべて、固定資本は、鉄道などのばあいのように事実上生産過程からあらわれでてこない……」(Gr. S. 612, 邦訳Ⅲ、六七五—六頁)

③ 「……固定資本が生産過程の内部でのたんなる生産用具としてではなくて、たとえば鉄道、運河、道路、水道のよう自立的な資本形態として、土地と合体させられた資本などとしてあらわれる……」(Gr. S. 618, 邦訳Ⅲ、六三八頁)

④ 「……資本は土地に固定されることができ、土地に合体されることができる。……このように土地と合体された資本……土地資本……それは固定資本の範疇に属する。……」(Werke, Bd. 25, S. 632, 邦訳、七九九頁)

⑤ 「……ある種の商品は、その使用価値の性質上、いつでも固定資本としてしか貸しつけられることができない。家屋や船舶や機械などがそれである。しかし、すべての貸しつけられる資本は、その形態がどうであろうと、またその使用価値の性質によって返済がどのように変形されようとも、つねにただ貨幣資本の特殊な一形態でしかない。……貸手は周

期的に利子と、固定資本そのものの消費された価値の一部分、つまり周期的な摩損分の等価とを受け取る。そして、貸付期間の終わりには、貸しつけられた固定資本の未消費部分が現物で帰ってくる。……」(Werke, Bd. 25, S. 356, 邦訳、四二九—四三〇頁)

⑥ 「……ある場合には損耗は、したがってその補填も、実際上はほとんどないに等しい大きさになり、したがって修理費だけが計算にはいることになる。……運河やドックや鉄橋や石橋などのようなすべての耐久構築物にあてはまる。……このことは、耐用期間の長いすべての構築物にあてはまる。つまり、そのような構築物の場合には、それらに前貸しされた資本がそれらの損耗に応じてだんだん補填されていく必要はないのであって、ただ維持と修理のための毎年の平均費用が生産物の価格につけ加えられさえすればよいのである。……」(Werke, Bd. 24, S. 181, 邦訳、一一〇—一一二頁)

昭和五十年年度第六回研究会（十月三日）

▼テーマ 「フランスにおける労働組合運動の素描」

報告者 戸木田嘉久氏

## 報告要旨

はじめに

つぎの二つの視角から私の断片的な印象を報告しておきたい。

第一は、フランス労働組合運動が「共同政府綱領」がきしめず民主的変革にむけて、どれだけ力量を蓄積しえてきているか。

第二は、それとの対比でわが国の労働組合運動を見なおしてみること。

### 一 民主主義の伝統と水準

今日のフランスでは、民主主義の伝統的な深さを土壌にして、国家独占資本主義の体制を民主的に変革しようとする社会的勢力の力量もまた、わが国にくらべて一段階は高い水準に到達している。

まず、労働組合運動の分野では、階級的・民主的立場にたつCGTが最大の組織勢力をもち、第二の勢力であるCFDTとのあいだに統一協定をむすび、ふだんに共同闘争がすすめられている。また、政治戦線についてみても、野党第一党の共産党を中心に社会党、左翼急進運動が「共同政府綱領」

のもとに連合し、労働組合運動の主流に支持されてさきの大統領選挙をたたかい、四九・二％という投票率を確保している。

こうした民主主義の到達水準を確認したうえで、フランス労働組合運動が政治的・経済的民主主義の実現にむけて、どれだけ組織的力量を蓄積してきているかを、見聞に即して検討してみよう。

### 二 労働者階級の労働組合への組織化

フランスの政府統計は、労働組合の組織率を公表していない。私が面談したモリス・トレーズ研究所のロベール氏は、年間で八カ月ないし十カ月が平均的な組合費納入状況であろうといい、それを基準とするとフランスの労働組合員総数は約四三〇万人、一九七四年一月現在の雇用労働者数が一、七二五万人であるから、組織率は二五％でいと推定している。フランスの労働組合の主流はCGTであり左翼は強大だが、全体として組織率二五％は発達した資本主義国のなかでは最低であり（イギリス四六・九％、西ドイツ三六・一％、日本三三・二％、アメリカ二七・四％）、これは後述するように一つの重要な問題点である。

各労働組合の組織人員をはっきりとは確認できないことから、フランスでは、各労働組合の力量をあらわす数値としては、しばしば企業委員会、従業員代表の選挙における投票率が利用されている。それによれば、CGTが約五八%、CFDTが一八%、あわせて階級的・民主的潮流の影響は八〇%に近い。CGTへの支持率は、民間・公務・公共部門とわずら最高で、とくに基幹産業部門で伝統的に強力な影響力をもっている。民間の基幹産業部門において労働組合の右翼化傾向がめだつわが国とは、まったく対照的である。

### 三 労働組合中央組織の社会的地位と指導性

——CGTのばあい

#### 1 ナショナル・センターの社会的地位

フランスでは組織率は低いが、労組中央組織の社会的地位は高い。とくに最大のナショナル・センターであるCGTの社会的地位と指導性の高さを、強く印象づけられた。フランスでは、CGT、CFDT、FO、CFTC、CGC、この五つの組織は、「政府が代表的団体と認めている総連合体」であり、「代表的団体」である労働組合は、法律によってその高い社会的地位を保障されている。

まず、企業委員会、従業員代表の選挙にあつては、選挙権は企業的全従業員にあたえられているが、委員、代表への立候補は、代表権をもつ労働組合の推薦を必要とする。また、産業別団体交渉にあつては、「代表的団体」とみとめられた各労働組合は、共同してその産業の全労働者を代表するものとみなされる。さらに、フランスの行政上の一つの特徴である政府諮問行政についていえば、経済審議会、直接税関係審議会、中央労働協約審議会、公務員制度同教審議会、中央教育評議会などの委員は、労働者代表の定数を「代表的団体」にわりふり、その団体による指名選出にまかされている。

こうした社会的関係のなかで階級的労働組合であるCGTが、最強・最大の労働組合として存在する。その社会的地位はわが国の総評よりはるかに高く、テレビ、新聞のニュース価値からしてちがう。

#### 2 CGTの指導性について

また、CGTは、「企業別組合の勢ぞろい」とよばれる脆弱な産業別組合を基礎とした総評にくらべ、下部組織にたいしてはるかに強力な指導性と権威をもつ。

たとえば、CGTの組合教育では、統一教科書が下部組織

まで使用され、学校運営の方式にいたるまで統一な指示がおこなわれている。出版活動については、週刊誌『ラ・ヴィ・ウブリエール』は、一般号二四万部、特別号五〇万部、税金申告特別号にいたっては一四〇万部も発行されており、その配布・集金体制が確立している。かつて総評が『週刊総評』を出版し、またたくまに龐大な財政的赤字を出し破綻したのと対比してみよ。

こうしたナショナル・センターとしてのCGT指導性の高さは、デモに参加した下部組織の横断幕にもみられる。どの横断幕にも、世界労連・CGT加盟、金属××支部といった表示をみることができ。

#### 四 労働組合の大衆的・民主主義的性格

CGTの指導性はこのようになかなか強大であるが、それはわが国の労働組合にありがちな指導部のひきまわしや、官僚的統制とは無縁である。

##### 1 CGTの大衆的性格——政党との関係

CGTはその規約において、労働組合としてのCGTの基本的性格を、階級的・大衆的・民主主義的性格であると要約している。そして経済的・職業的利益のためにたたかうこと

を自覚した賃労働者を、「政治的・哲学的・宗教的意見の別なく」（規約第一条）結集するCGTの組織上の大衆的性格に「てらして、その規約前文で「すべての政党からの独立」を明記している。

CGTの国際部長ルネ・デュアメル氏は、規約前文にいう「政党からの独立」とは、保守政党はもちろん革新政党をふくむ、すべての政党からの独立を意味すると説明してくれた。また規約第一条には「いかなる者も、どのような政治活動または選挙活動においても、CGTの加盟者あるいは役員としての資格を利用することはできない」とも規定している。組合員や役員の政治活動は彼の私生活であり、いわば彼の趣味であり、その点で、これは労働組合とはなんらの関係もない、というわけである。

##### 2 CGTの民主主義的性格——労働組合民主主義

またCGTは、労働組合はその大衆的性格からして組織の民主主義的性格を重視せねばならないとして、労働組合民主主義を強調している。

たとえば、CGT規約第二条には、「連盟組織の連合と組合民主主義の原則にもとづく労働総同盟は、本規約にしたが

う諸組織に完全な自性主をあたえ、これを尊重する」とある。また、規約第二六条には、「労働組合の行動は、ストライキにいたるまでさまざまな形態をとる。労働組合の行動は、各級での労働組合組織の責任のもとにおこなわれる」とも規定されている。

この規約第二六条について、デュアメル氏は、つぎのように説明した。「CGTの組織が民主主義的であるということ、すべての決定は、いちばん末端の組合員大衆によって下から発するということである。CGTの指導部は方針を提案するだけで、この提案を下部組合員が議論をし決定する。したがって闘争形態についても、下部がこうすると決定したら指導部はこれを尊重するということである」と。

CGTは周知のように個人加盟の組織である。これにたいしてわが国の労働組合は、従業員一括加盟の企業別組合を基礎にしている。にもかかわらず、機関決定による「特定政党支持」が強制され、あるいは上からの機械的な闘争形態のおしつけや、勝手な闘争打ち切りがおこなわれている。CGTとの対比でこれらの点を考えれば、これは労働組合の大衆的・民主主義的性格を無視した、おどろくべき官僚主義といわ

ねばならない。

五 CGT決議「責任ある効果的な労働組合行動のために」をめぐって

一九七一年、メトロの運転手が、利己的な職種上の改善要求をかかげて機械的に一週間にわたる無期限ストをおこない、孤立し敗北した。これにたいしてCGTは、「責任ある効果的な労働組合行動のために」という決議をもって労働組合行動の改善を呼びかけた。この文書は、組合員必読を指定した重要文書だが、「責任ある効果的な労働組合行動」の基準として、全産業にわたる労働者の連帯を重視すること、世論を重視すべきことを強調している。ところで、ここで問題にしたいのは、私の留学中におこったPTTの五〇日のストライキは、この「責任ある効果的な労働組合行動」の基準にてらして、どのように評価されるかということである。

このストライキは、七一年メトロのストライキにくらべれば、政府の強権で敗北させられたとはいえ、はるかに責任ある労働組合行動であった。要求は公共部門の全労働者に共通するものであったし、郵政サービスの改善をも訴えていた。しかし、私の見聞した末端組織の状況からみると、勤労国民

の世論を結集してたかうという点では、かならずしも十分とはいえないように感じた。長期のストライキにたいして市民の非難はほとんどみられなかった。ストライキ権の市民権としての定着の度合は、日本では想像もできない。しかし世論がストライキを強く支持していたともいえない。ストライキが国民生活に深刻な影響をあたえたことは否定できないし、他方に、労働組合の下部組織が市民を獲得するに十分な力量を發揮したとは思えないからである。

私は、P.T.T.ストを見聞しながら、わが国の労働組合運動をふりかえて、二つの感想をいだいていた。その一つは、日本の労働組合運動の先進的部分についていえば、積極的に地域の労働者や住民をまきこみ、統一を拡大する方向で闘うという気構えや、自治研、教研活動など当該部門の政策的課題を住民をまきこんだ運動として展開する努力において、かなりすすんでいるのではないか、ということであった。いま一つは、公労協のストライキ権回復が、統一戦線をめざす国民的合意の獲得と不可分であるとすれば、獲得されるであろうストライキ権は、国家独占資本主義の政治的・経済的支配に対峙するにあたっては、ヨーロッパで早くから確立されて

きたストライキ権にくらべて、より高度の実質をもちうるのではないか、ということであった。

#### 六 企業内における労働者の権利と労働組合活動

フランスの労働者階級は、レジスタンス運動を基礎とした戦後一時期の民主的政府のもとで、企業委員会制度の創設と、人民戦線当時の従業員代表制の復活をちとった。これらは周知のように、今日、企業の民主的管理えすすむ橋頭堡として位置づけられているものである。しかし他方、企業内における労働組合活動の自由は、一九六八年五月闘争の結果、グネル協定でやっと保障されるにいたったものである。それ以前には、労働組合活動は主要には企業外の活動と考えられ、企業内での活動の余地はすくなかったといわれる。

企業内における労働組合活動の権利の獲得は、フランスの労働組合運動にとって画期的意義をもつものであった。そのことは、既存の企業委員会にしろ、従業員代表制にしろ、とうぜんのことながら、それらが労働者の利益にならなうまう機能するかどうかは、まったく企業内における労働組合の力量いかにかわる、という一事を考えてみただけでもあきらかである。

その意味では、企業内における労働組合の権利の確立が、企業委員会を企業の民主的管理の機関に転化させる企業レベルでの条件をつくりだした、といってもよいであろう。だが、この点は、けっきょくは企業内における労働組合の現実的な力量いかんにかかわるわけであって、民主的管理を展望する条件としては、やはり二五％という組織率の低さが、泣きどころとなっているように思われる。イタリアでは、労働組合の組織率は四〇％強、CGIL、CISL、UILの三大労組が企業段階で「工場評議会」を結成し、工場評議会が企業との交渉権を確立し、団体交渉をつうじて民主的規制にせまろうとしている。フランスは、このイタリアにくらべると、やはり一段階たちおけるといわねばなるまい。

ところで、企業内における労働組合活動といえば、こうしたフランスの状況との関連で、わが国の企業別組合をどう評価するかという古くて新しい問題を、さけてとおることはできない。

わが国の労働組合運動にかんしていえば、産業別統一闘争、全国的統一闘争の弱さと関連して、いわゆる従業員丸かかえの企業別組合の弱点がうんぬんされてきた。企業別組合がこ

うした弱点をもつことは否定できないが、企業内に多数の未組織をかかえ、企業内で組合員が四ないし五の労働組合に分散されているフランスの状況からすれば、企業別組合についても、その積極面を見なおしてみる必要があるのではないだろうか。現に臨時工・社外工は別として、本工のほぼ全員を一つの組織に結集し、階級的・民主的立場を堅持して統一戦線を支持する先進的な企業別組合も、けつして少数ではない。このように考えてくると、いまや新しい企業別組合論をくみたてる必要が痛感されてくる。

#### むすび

フランスの労働組合運動を見聞して、まなんだことは多いが、これらはけっきょくつぎの二点に帰着する。

一つは、文献では理解しがたいフランスの労働組合運動の積極面と消極面をいちおう理解できたことである。

二つは、右に関連して、わが国の労働組合運動のもつ長所や弱点も逆にはっきりしてきて、日本の「労働組合運動の理論」を再構築する観点が、おぼろげながらあきらかになってきたことである。

フランスの労働組合運動の全体像をどのようになまとめるか。

日本の労働組合運動をどのように理論的に再構築するか。これらが、これからの私の課題となるであろう。

昭和五十年第七回研究会（十月十七日）

▼テーマ 「ドイツ社会政策史研究によせて——ルール大学

留学報告」

報告者 川本和良氏

報告要旨 わたくしは一九七四年一月より一九五五年九月までの一年間、西ドイツのルール大学歴史学部、ハインリッヒ・ヘルツ財団の奨学金により、「北ライン・ヴェストファーレンの経済発展と日本との比較」の研究テーマで留学した。共同研究会では、そこでの一年間の研究成果を今後の研究計画という形で報告した。その骨子は以下の通りである。

一、今後の研究計画。

ドイツ社会政策史の研究

I 国家的社会政策の展開

[I] プロイセンにおける児童保護法の成立過程——ドイツにおける工場労働者保護の開始

[II] プロイセンにおける団結自由の成立過程——ドイツ

共同研究室

における工場労働者保護の展開

II 私的（経営内）社会政策の展開

[I] 私的（経営内）社会政策の展開——クルップを中心として——

二、プロイセンにおける児童保護法の成立過程の構想。

問題の限定

I 一八三九年児童保護条令成立の時代的背景

[I] 「大量貧窮（Pauperismus）」発生の原因

下層人口の増大（農民解放と農村過剰人口、営業の自由と手工業者過剰、イギリスの競争による家内工業の危機）、工場の労働力需要の小

[II] 児童労働の考察

部門別考察、地域別考察、児童労働の状況（賃銀、労働時間、労働環境、労働組織）

II 立法過程

[I] 一八一七年ハルデンベルクの回状命令

[II] 一八二四～二七年の文相アルテンシュタインと義務

教育をめぐる動向

[III] 一八二八～三五年のホルン中将と軍事義務をめぐる

一六三（六五一）

動向

〔IV〕 一八三四～三七年のライン州議會をめぐる動向II

「下から」の展開

〔V〕 一八三九年児童保護条令

III 一八三九年条令の意義と特徴

IV 一八五三年法成立の時代的背景

「三月革命」の衝撃

機械化の進展

〔III〕 開明的工場主の出現

V 立法過程

〔I〕 立法過程

〔II〕 一八五三年法

VI 一八五三年法の意義と特徴

昭和五十年年度第三回研究会（六月二十日）

▼テーマ 「重化学工業資本の強蓄積と租税政策」

報告者 藤岡純一氏

（報告要旨は第二十四卷第三号研究の項に掲載）

— 以上 —